

海老名市障害者移動支援事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者の地域での自立生活及び社会参加の促進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に規定する移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、海老名市とする。

2 市長は、事業（事業の利用者、提供するサービスの内容及び利用者負担上限額の決定等に関する事務を除く。）を海老名市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第6条第2項の規定により登録された事業者等（以下「事業者」という。）を通じて実施することができる。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げる事業とし、当該各号に定める内容とする。

（1） 個別移動支援事業 障害者の外出における個別への移動支援

（2） グループ移動支援事業 複数の障害者からなるグループの外出における集団への移動支援。この場合において、支援する者1名に対し、利用者の最大人数は4名までとする。

2 サービスの提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。

（実施方法）

第4条 市長は、利用者に対して給付すべき前条に規定する事業に要した費用（以下「移動支援給付費」という。）を当該利用者の委任により、事業者に支払うことにより実施するものとする。

2 移動支援給付費の請求及び支払は、市が委託した支払機関を通じて行い、その方法は、別に定める。

（利用対象者）

第5条 事業を利用できる者（以下「利用対象者」という。）は、市が援護の実施者であり、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長が外出時に支援が必要と認め

たものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、移動に著しい制限のある視覚障害者又は全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。）
- (2) 知的障害者更生相談所若しくは児童相談所において知能指数が75以下と判定された者又は療育手帳の交付を受けている者で、移動が困難なもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けている者であって、移動が困難なもの
- (4) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条に規定する発達障害児者であって、移動が困難なもの。
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を利用することができない。

- (1) 利用対象者が、伝染性疾患にかかっている、他の者に感染するおそれがあると認められるとき。
- (2) 利用対象者が、事業者に対し非行を加えるおそれがあると認められるとき。
- (3) その他事業を利用することが不適当と市長が認めたとき。

（利用の制限）

第6条 利用対象者は、次に掲げる外出には、事業の利用ができないものとする。

- (1) 社会通念上不適当な外出
- (2) 営業行為等経済活動に係る外出
- (3) 長期にわたる外出
- (4) 通学、通園等の通年にわたる外出。ただし、通学等の訓練としての一時的な利用及び市長が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

（適用順位）

第7条 利用対象者が法に定める介護給付費の支給を受けている者で、事業と重複す

るサービスを受けている場合においては、法に定めるサービスを優先するものとする。

(利用上限)

第8条 市長は、利用者の1月当たりの利用時間の上限を別に定める。

(利用の申請)

第9条 事業を利用しようとする者又はその者の保護者(以下「申請者」という。)は、海老名市障害者移動支援事業利用申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請の際、自らの障害等級等を証する書類、生計中心者の収入の分かる書類を添付するものとする。

3 第1項の規定による申請は、事業者を経由して行うことができるものとする。

(状況調査)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受け付けた場合には、聞き取り又は訪問により、事業の利用についての必要性及び申請者の状況を調査するものとする。

(利用の決定)

第11条 市長は、前条の調査を行った後、事業利用の必要性を総合的に審査し、利用が適当と認めた場合は、事業利用可能時間を決定し、海老名市障害者移動支援事業決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、適当ではないと決定した場合は、海老名市障害者移動支援事業却下決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(有効期間及び更新申請)

第12条 前条第1項に規定する承認決定の有効期間は、支給開始日として認めた日から1年間とする。ただし、新規申請者にあつては、その申請をした日以後、最初の誕生日の属する月の末日までとする。

2 前条第1項の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、有効期間満了後も引き続き利用しようとするときは、有効期間満了日前1月以内に第9条に規定する申請を行わなければならない。

(緊急時の取扱い)

第13条 市長は、利用対象者が事業を利用することが緊急を要すると認めたときは、

第9条から第11条の規定による利用の申請等を経ずに事業を利用させることができる。この場合において、利用者は、第9条の規定による利用の申請を、事業の開始後又は事業の利用後速やかに行うものとする。

(利用内容の変更)

第14条 利用者又はその保護者は、第9条の規定による申請の内容を変更したいときは、海老名市障害者移動支援事業利用変更届（第4号様式）により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 前項の届出があった場合、市長は、変更すべき内容の検討を行い、適当と認めたときは、決定内容を変更するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、決定内容の変更をする必要があると認めたときは、その内容を変更することができる。

(利用資格の喪失)

第15条 利用者は、市が援護の実施者でなくなったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用資格を喪失するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 病院に入院又は障害者支援施設等に入所したとき。

(3) 利用対象者に該当しなくなったとき。

2 利用者又はその保護者は、前項のいずれかに該当した場合は、速やかに市長へ届け出るものとする。

(利用契約)

第16条 利用者は、事業を利用しようとするときは、決定内容に沿って、事業者と利用契約を締結するものとする。

2 事業者は、契約締結の際、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉サービスの適切な利用に努め、重要事項の書面交付及び説明等を行うものとする。

(移動支援給付費)

第17条 移動支援給付費は、利用者の当該年度の課税状況に応じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、利用者が18歳未満の場合については扶養義務者の当該年度の課税状況に応じるものとする。

(1) 市町村民税課税者 別表1及び別表2に定める単価の100分の95に相当する

額

(2) 市町村民税非課税者及び生活保護受給者 別表 1 及び別表 2 に定める単価
の100分の100に相当する額

(利用者負担額)

第 1 8 条 利用者が負担する額は、事業費と移動支援給付費との差額とする。

2 利用者は、負担額を直接事業者へ支払うものとする。

(委任)

第 1 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

《平成18年10月1日制定》

《平成22年1月1日・一部改正》

《平成25年 4 月 1 日・一部改正》

《令和 3 年 7 月1日一部改正》

《令和 4 年 4 月1日一部改正》

《令和 5 年 4 月 1 日一部改正》

別表 1（第17条関係）

移動支援事業 単価表

単位：円

利用時間	内訳			合計額
	基本単価	個別支援加算	処遇改善加算	
0.5時間	900	1,000	180	2,080
1 時間	1,800	1,000	350	3,150
1.5時間	2,700	1,000	530	4,230
2 時間	3,600	1,000	700	5,300
2.5時間	4,500	1,000	880	6,380
3 時間	5,400	1,000	1,050	7,450
3.5時間	6,300	1,000	1,230	8,530
4 時間	7,200	1,000	1,400	9,600
4.5時間	8,100	1,000	1,580	10,680
5 時間	9,000	1,000	1,750	11,750
5.5時間	9,900	1,000	1,930	12,830
6 時間	10,800	1,000	2,100	13,900
6.5時間	11,700	1,000	2,280	14,980
7 時間	12,600	1,000	2,450	16,050
7.5時間	13,500	1,000	2,630	17,130
8 時間	14,400	1,000	2,800	18,200

備考 1 上記表は個別支援型の単価表とする。グループ支援型の場合は、上記表の「個別支援型」及び「処遇改善加算」を除いた金額を算定額とする。

備考 2 8 時間を超える個別支援型の場合は、宿泊を伴わない範囲において、超過した時間分の合計額を加算する。ただし、グループ支援型は備考 1 の算出方法に準じて算出する。

別表 2 （第17条関係）

通学・通園支援 単価表

単位：円

利用時間	基本単価
0.5時間	3,180
1 時間	5,450
1.5時間	7,730

第 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日 海老名市長 殿 住 所 氏 名 （本人又は保護者） 海老名市障害者移動支援事業利用申請書 海老名市障害者移動支援事業を利用したいので、海老名市障害者移動支援事業実施要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。			
希望する 利用内容	☐ 社会生活上必要不可欠な場合 月 時間 ☐ 余暇活動的な場合 月 時間		
利 用 者	氏 名	生年月日	障害者手帳等級
保 護 者	氏名		
	住所		
通院病院名		主治医氏名	
添付書類	☐ 手帳写 ☐ 収入証明書類 ☐ 診断書 ☐ その他		
特記事項			

年 月 日

様

海老名市長

海老名市障害者移動支援事業決定通知書

年 月 日付けで申請のありました障害者移動支援事業について、
下記のとおり決定しましたので、海老名市障害者支援事業実施要綱第11条第1項の
規定により通知します。

記

受給者番号		支給決定障害 者(保護者)氏 名	
支給決定年月 日		支給決定に係 る児童氏名	

支給決定 内容	サービスの種類	支援の内容及び事業利用可能時間	有効期間

(教示)

--

年 月 日

様

海老名市長

海老名市障害者移動支援事業却下通知書

年 月 日付けで申請のありました障害者移動支援事業について、
下記の理由により却下することに決定しましたので、海老名市障害者移動支援事業
実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

(教示)

--

年 月 日

海老名市長 殿

住 所

氏 名

（本人又は保護者）

海老名市障害者移動支援事業利用変更届

年 月 日付けで申請しました海老名市障害者移動支援事業の利用内容を変更したいので、海老名市障害者移動支援実施要綱第14条の規定により届け出ます。

1 既決定内容

2 変更希望内容

3 変更の理由